

基本規程改正

加筆: _____ 修正: _____ 削除: _____

現行	改正案	備考
<p style="text-align: center;">第 2 章 組織 第 7 節 専門委員会</p> <p>第 3 5 条〔専門委員会の設置〕</p> <p><略></p> <p><u>(10)事業委員会</u> <u>(11)女子委員会</u> <u>(12)国際委員会</u> <u>(13)国際マッチメイク委員会</u> <u>(14)広報委員会</u></p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 組織 第 7 節 専門委員会</p> <p>第 3 5 条〔専門委員会の設置〕</p> <p><略></p> <p><削除></p> <p><u>(10)女子委員会</u> <u>(11)国際委員会</u> <u>(12)国際マッチメイク委員会</u> <u>(13)広報委員会</u></p> <p>※<u>別表 1</u>〔専門委員会の所管事項〕(10)事業委員会も同様に削除。</p>	<p>マーケティング部設立により、事業委員会の機能を事務局として運用するため発展的解消する</p>
<p style="text-align: center;">第 3 章 所属団体 第 5 節 各種の連盟</p> <p>第 6 5 条〔各種の連盟〕</p> <p>① 本協会は、サッカー競技の普及および発展を図るため、各種の連盟を置くことができる。</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 所属団体 第 5 節 各種の連盟</p> <p>第 6 5 条〔各種の連盟〕</p> <p>① 本協会は、サッカー競技の普及および発展を図るため、各種の連盟を置くことができる。</p>	

<p>② 次の各種の連盟に関する規程は、理事会の承認を得なければならぬ。</p> <p>(1) 日本フットボールリーグ（JFL）</p> <p>(2) 日本女子サッカーリーグ（Lリーグ）</p> <p>(3) 全日本大学サッカー連盟</p> <p>(4) 全国社会人サッカー連盟</p> <p>(5) 全国自治体職員サッカー連盟</p> <p>(6) 全国自衛隊サッカー連盟</p> <p>(7) 全国専門学校サッカー連盟</p> <p>(8) 全国高等専門学校サッカー連盟</p> <p>(9) 財団法人全国高等学校体育連盟サッカー部</p> <p>(10) 日本クラブユースサッカー連盟</p> <p>(11) 財団法人日本中学校体育連盟サッカー部</p> <p>(12) 日本フットサル連盟</p> <p>(13) 全日本大学女子サッカー連盟</p>	<p>② 次の各種の連盟に関する規程は、理事会の承認を得なければならぬ。</p> <p>(1) <u>一般社団法人</u>日本フットボールリーグ（JFL）</p> <p>(2) <u>一般社団法人</u>日本女子サッカーリーグ（Lリーグ）</p> <p>(3) <u>一般財団法人</u>全日本大学サッカー連盟</p> <p>(4) 全国社会人サッカー連盟</p> <p>(5) 全国自治体職員サッカー連盟</p> <p>(6) 全国自衛隊サッカー連盟</p> <p>(7) 全国専門学校サッカー連盟</p> <p>(8) 全国高等専門学校サッカー連盟</p> <p>(9) 財団法人全国高等学校体育連盟サッカー部</p> <p>(10) <u>一般財団法人</u>日本クラブユースサッカー連盟</p> <p>(11) <u>公益財団法人</u>日本中学校体育連盟サッカー部</p> <p>(12) <u>一般財団法人</u>日本フットサル連盟</p> <p>(13) 全日本大学女子サッカー連盟</p>	<p>法人化</p> <p>法人化</p> <p>法人化</p> <p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p>法人化</p> <p>公益法人へ移行</p> <p>法人化</p>
--	--	---